

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吹田市の人口は 384,439 人（令和 7 年 1 月末現在）、人口構造は、50～59 歳が最も多く、次いで 40～49 歳となっている。

吹田市の産業構造としては、市内南部を中心として、江坂地域や J R 吹田駅の周辺地域、また神崎川の周辺地域等において多くの事業所の集積がある。

基幹産業は卸売業・小売業及び製造業であり、とくに食料品製造業においては製パンメーカーや、即席麺メーカー等、規模の大きい生産工場や全国トップシェア企業が集積している。さらに道路や鉄道の交通インフラが充実しているという強みにより、陸上運輸が発展し、複数の物流拠点が立地している。

また、市内事業所数を産業大分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く 3,083 事業所、次いで医療、福祉 1,405 事業所、不動産業、物品賃貸業 1,358 事業所であり、多種多様な業種の事業所が立地している。（令和 3 年経済センサス活動調査による）

市内企業の内、99%以上を占める中小企業者は、その多くが人材の採用困難等の難しい状況に直面しながら、それぞれが持つ強みや独自性を活かして積極的な事業展開を試みているが、設備投資を伴う事業展開には踏み出しにくい状況にある。

吹田市産業振興条例の基本理念において、中小企業者の発展を基にした産業振興の推進を掲げており、この基本理念の実現のためにも中小企業者への先端設備等の導入を促進していく必要がある。

(2) 目標

市内中小企業者に中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく支援措置の積極的な活用を促すとともに、先端設備等導入計画の作成を後押しして計画期間中に 40 件の計画認定を行い、吹田市産業振興条例に掲げる産業振興に関する基本理念である「事業者の自助努力及び創意工夫による取組」と「中小企業者の発展」を基にした産業振興を推進する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内中小企業者の幅広い取組みを促し、それぞれの状況、事業展開に合わせた先端設備等の導入ができるように対象設備については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内中小企業者が、その立地に関わらず、公平に先端設備等を導入しやすい環境を確立し、市域全体で生産性革命の実現を促進させるために、導入促進基本計画における対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

多岐にわたる業種の市内中小企業者に対して、最大限かつ等しく先端設備等の導入の機会を創出し、設備更新を後押し生産性の向上を促進していくために、本計画における対象業種は全業種とする。

多種多様な独自性や得意分野等を活かして、新たな事業展開を目指して設備投資を行おうとする市内中小企業者を積極的に支援していくために、導入促進基本計画における対象事業は全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の循環及び活性化に配慮する。

(3) 市税の滞納（不申告を含む。）が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、適切な税務行政に配慮する。